

判例研究

主たる債務者に対する求償権の行使が、 共同保証人に対する求償権の時効をも中断するか？

—— 最一小判平成二七年二月一九日を題材に ——

吉 岡 伸 一

一、はじめに

甲が乙に対して有する債権につき、丙と丁が連帯保証した後、乙の債務不履行を原因として、丙が代位弁済した場合、丙は主債務者である乙に対して求償権（以下、「 α 求償権」という。）を有するとともに、共同保証人である丁に対しても求償権（以下、「 β 求償権」という。）を有することになる。このようなケースにおいて、丙が α 求償権につき時効中断手続をした場合、 β 求償権の時効をも中断するのであろうか。標題の判例は、最高裁判所でこの点が争われた最初の事案であり、今後の実務にも影響があると思われるので、検討することとしたい。

二、事案の概要

- (1) Yは、Aから委託を受け、平成元年四月一〇日、株式会社B銀行との間で、AがB銀行に対して負担する一切の債務を連帯保証する旨の契約をした。
- (2) ア Aは、平成二年八月一四日、B銀行から、いずれも弁済期を平成三年七月三十一日、利息を年七・七％、遅延損害金を年一四％とする旨の約定で二口合計八四九〇万円（七二一〇万円と一二八〇万円）を借入れた。
- イ X（信用保証協会）は、Aから信用保証の委託を受け、平成二年八月一三日、B銀行との間で、Aの上記アの各債務を連帯保証する旨の契約をした。
- ウ Aの元代表取締役Cも、上記アの債務を連帯保証した。
- (3) Xは、平成六年二月三日、B銀行に対し、上記(2)アの残

債務全額を代位弁済した(二口合計約八七四九万円)。

(4) ア Aは、平成六年二月三〇日から平成一三年五月六日までの間、Xに対し、上記(3)の代位弁済により発生した求償金債務を一部弁済した(約四三三五万円)。

イ Xは、平成一四年五月二〇日、A及びCに対し、上記アの求償金の支払を求める訴訟を提起し、同年九月一日、Xの請求を認容する判決が言い渡され、同年十一月五日、同判決は確定した。

(5) 以上のような状況下、Xが、平成二四年七月二五日、Yに対し、民法四六五一条一項、四四二条に基づき、求償金残元金と遅延損害金合計金額のうち三分の一の支払を求めて訴訟を提起した。

三、Yの主張

これに対して、Yは、①消滅時効、②合意解約、③根保証契約の責任の消滅、④権利の濫用につき、次のように主張した。

(1) 消滅時効

ア 本件各貸付金債務に関し、Xが平成一四年に訴え提起したのは、主債務者であるA、その代表者であるCのみであり、Yに対しては訴えを提起していない。

主債務者であるAとの間では、判決による請求であり、消滅時効は一〇年となるが、本件各求償権の前提となる債権は、B銀行とAとの金銭消費貸借契約であり、消滅時効期間は五年(商法五二二条)であり、その求償権も五年である(最判昭和四二

九〇

年一〇月六日、民集二・八二〇五二)。XのYに対する請求は、求償権に基づく請求であり、判決に基づく請求ではないから、Yとの間では、消滅時効期間は五年と考えるべきである。

そして、消滅時効の起算点は、上記判決が平成一四年一月五日の経過をもって確定していることから、翌六日であり、それから五年が経過している。

Yは、平成二四年一月二二日の本件第一回弁論準備手続期日において、上記時効を援用する旨の意思表示をした。

イ Xは、平成六年二月二三日、B銀行に対し、保証契約に基づき、代位弁済をしているが、Xが取得した求償権は、商事債権であり、消滅時効期間は五年である。平成一一年二月二四日の経過により上記求償権に係る時効は完成しており、同時効完成後、XらはAらに対し訴訟を提起しているものであるから、判決があったとしても、「時効の中断」には該当せず、民法四五七一条一項の適用はない。

(2) 合意解約

平成元年四月一〇日の銀行取引約定書の保証契約は、合意解約された。

(3) 根保証契約の責任の消滅

包括根保証契約上の権利を二〇年間行使しない場合には、民法一六七条二項により消滅すると解するべきである。そして、不法行為を行ったものでさえ、二〇年間の除斥期間が設けられているのであり、Yは、何ら違法行為をしていないのであるから、民法七二四条を類推適用し、除斥期間と解すべきである。

(4) 権利の濫用

本件のごとき包括根保証は、保証期間、保証額が定められていない、保証人にとり責任が重すぎるなど、種々の問題がある制度である上、そもそも本件では、根保証契約締結から既に二三年が経過していること、Xは平成一四年に訴訟を提起しているが、その際、Yに対しては訴訟を提起しなかったこと、本件債権は本来商事債権であり、消滅時効は五年であること、本件借入れにつき、Yは直接関与していないことなどを考慮し、Xの請求は権利濫用に当たると解すべきである。

四、第一審判決の概要

第一審の大阪地判平成二五年二月二八日（金融・商事判例一四八一号二四頁）は、各争点につき次のように述べて、Yの主張を斥け、Xの請求を認容した。

一 争点(1)について

(i) 証拠等により容易に認定できる事実によれば、Xは、平成六年二月三日、本件代位弁済一、二により、A及びYに対して求償金債権等を取得したこと、これらの債権はいずれも商行為によって生じたものであること、Xは、前訴を提起し、勝訴判決を得たこと、同判決は平成一四年一月五日の経過により確定したことが認められる。

これらの事実によれば、民法一七四条の二の規定により、Aに対する本件代位弁済一、二に係る求償金債権等の時効期間は一〇年に延長されたものというべきであり、その時効期

間の起算日は、同年一月六日である（Yは、上記各求償金債権等は、商事債権であり、平成一一年二月二四日の経過により時効は完成している旨主張する。しかし、証拠によれば、平成一〇年一月二四日に、Aが、Xに対し、上記各求償金元本につき合計五四万円、上記各求償金に係る各損害金につき合計六万円を支払った事実を認めることができ、同事実を覆すに足りる適確な証拠はない。これらは債務の承認に当たるところ、前訴の提起日は平成一四年五月二〇日であり、上記弁済日翌日から起算して五年を経過していないから、Yの主張に理由はない。）。

(ii) 民法一七四条の二の規定によって主たる債務者の債務の短期消滅時効期間が一〇年に延長せられるときは、保証債務の附従性により、保証人の債務の消滅時効期間も同じく一〇年に変ずるものと解するのが相当である（最高裁昭和四三年(ホ)第五一九号同年一〇月一七日第一小法廷判決、裁判集民事九二号六〇一頁）。

そして、共同保証人間の求償は、主たる債務者の資力が十分でない場合に、弁済した保証人のみが損失を負担することは他の共同保証人に対する関係において不公平であるから、保証人間の負担の公平性を確保するために設けられた制度であり、その範囲において主たる債務者への求償権を確保するものであるところ、主たる債務者への求償権につき、確定判決により時効を中断し、時効期間が一〇年に延長されたにもかかわらず、共同保証人に対する求償権については別個に時効中断措置をとらなければならないと解することは、保証債

務の附従性、上記のごとき制度趣旨及び当事者の合理的意にも反するものといえるから、民法一七四条の二の規定によつて主たる債務者の求償権等債務の短期消滅時効期間が一〇年に延長するときは、保証人の債務の消滅時効期間も同じく一〇年に変ずるものと解すべきである。

したがって、これに反するYの主張は採用できない。

(iii) そうすると、Yに対する本件代位弁済一、二に係る求償権等の時効期間は一〇年であり、消滅時効の起算点は前訴の判決確定日翌日である平成一四年一月六日であるから、本件訴え提起時点(平成二四年七月二五日。当裁判所に顕著)において一〇年を経過しておらず、Yの主張に理由はない。

二 争点(2)について

Yは、B銀行とYの間の保証契約が合意解約されたことを主張するが、同事実を認めるに足りる適確な証拠はなく(Yは、陳述書において、合意解除されたものだと思っていた旨述べるが、B銀行との間において合意解除をした事実について具体的な供述はない)、採用できない。

三 争点(3)について

Yの主張は独自の見解であり、採用できない。

四 争点(4)について

証拠等により容易に認定できる事実及び証拠によれば、本件貸付一、二はYがAの取締役・支配人に在任中にされたものであること、Xは、平成六年二月ころ及び平成一三年八月ころに、Yに対して書面により返済を求めていることが認められ、このような経緯に照らせば、XのYに対する権利行使が権利濫用に

当たるものといふことはできないし、そのほか権利濫用を基礎付けるに足りる事情の主張立証はないので、Yの主張に理由はない。

五、控訴審判決の概要

控訴審の大阪高判平成二五年七月九日(金融・商事判例一四八一号二〇頁)では、Yが第一審の消滅時効のみを論点として下記の争点に分けて争ったところ、控訴審は第一審判決を取り消して、次のように述べXの請求を棄却した。

争点(1) XがYに対して取得した求償権の内容

(2) XのYに対する求償権の時効期間は経過したか。

(3) XのYに対する求償権の消滅時効は中断したか。

一 争点(1)について

(i) 本件第一貸付債務及び本件第二貸付債務の保証人は、いずれもX、Y及びCであるので、その保証人としての負担割合は各三分の一である(民法四五六条、四二七条)。

(ii) ア 本件第一代位弁済は、本件第一貸付債務の全額につきされたものであるから、Xは、本件第一代位弁済をしたことにより、共同保証人であるYに対し、代位弁済額七四二九万六八二七円の三分の一である二四七六万五六〇九円及びこれに対する本件第一代位弁済の日である平成六年二月二三日から支払済みまで民法所定年五分の割合による法定利息の支払を求める求償権(この求償権は、商行為によって生じたもの

であるとはいえないから、商事法定利率の適用はない。この求償権を以下「本件第三求償権」という。）を取得したことになる（民法四六五条一項、四四二条）。なお、主債務者であるAは、本件第一保証委託契約に基づき、Xに対し、代位弁済額に対する代位弁済日の翌日から年一・二五パーセントの損害金を支払う義務を負うことになり、Cも本件第一連帯保証契約に基づき同様の義務を負うことになるが、YがXに対し、法定利息の支払義務以外の損害金を支払うべき義務を負う根拠は何も見出せない（Xが、民法五〇一条（弁済による代位）に基づき、AのB銀行に対する第一貸付債務についてのYの保証債務の履行を求める請求をするのであれば、議論の余地のある問題ではあるが、このような保証債務履行請求ではなく、共同保証人間の求償金請求である本訴請求においては、問題とならない。）。

イ 本件第二代位弁済は、本件第二貸付債務の全額につきされたものであるから、Xは、本件第二代位弁済をしたことにより、共同保証人であるYに対し、代位弁済額一三一九万〇〇〇五円の三分の一である四三九万六六八円（一元未満切り捨て）及びこれに対する本件第二代位弁済の日である平成六年二月二三日から支払済みまで民法所定年五分の割合による法定利息の支払を求める求償権（この求償権は、商行為によって生じたものであるとはいえないから、商事法定利率の適用はない。）を取得したことになる（民法四六五条一項、四四二条、YがXに対し、法定利息の支払義務以外の損害金を支払うべき義務を負わないことについては、上記のとおりであ

る。）。しかし、Xが、本件第二代位弁済をしたことよってAに対して取得した求償権（本件第二求償権）の元金は、平成一三年五月一六日に完済されたのであるから、Xが、本件第二代位弁済をしたことよってYに対して取得した求償権は、四三九万六六八円に対する平成六年二月二三日から平成一三年五月一六日までの民法所定年五分の割合による法定利息についてのみとなった（この求償権を以下「本件第四求償権」という。）。

(iii) まとめ

以上検討したところによると、Xは、Yに対し、本件第三求償権及び本件第四求償権を有するといえる。

二 争点(2)について

(i) XがYに対して取得した本件第三求償権及び本件第四求償権は、いずれも本件第一代位弁済及び本件第二代位弁済の日の翌日である平成六年二月二四日から行使することができたことは明らかである。

(ii) ア 信用保証協会が商人である債務者の委任に基づいて成立した保証債務を履行した場合において、信用保証協会が取得する求償権は、商法五二二条に定める五年の消滅時効にかかると解される（最高裁判所昭和四二年一〇月六日判決・民集二二巻八号二〇五一頁、本件第三求償権及び本件第四求償権は、いずれも信用保証協会であるXが商人であるAの委託を受けて締結した本件第一信用保証契約及び本件第二信用保証契約に基づいてした本件第一貸付債務及び本件第二貸付債務についての保証債務の履行（本件第一代位弁済及び

本件第二代位弁済) によって発生したものであるから、これについてはいずれも商法五二二条に定める五年の消滅時効にかかるといふべきである。

イ 平成六年二月二四日から五年が経過したことは明らかである。また、仮に、時効期間が一〇年であったとしても、平成六年二月二四日から一〇年が経過したことは明らかである。

(iii) Yが、平成二五年五月二八日の当審第一回口頭弁論期日において、Xに対し、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をしたこと(控訴理由書の陳述)は、当裁判所に顕著である。

(iv) 以上検討したところによると、本件第三求償権及び本件第四求償権は、平成一一年二月二三日の経過(仮に、時効期間が一〇年であったとしたならば、平成一六年二月二三日の経過)によって時効消滅したといえる。

三 争点(3)について

(i) 上記のとおり、本件第三求償権及び本件第四求償権は、いずれも平成一一年二月二三日の経過によって時効消滅したといえるので、Xの時効中断の主張は主張自体失当である。なお、時効期間が一〇年であれば、別件訴訟の提起は時効期間内となるので、念のため、次の判断を示しておく。

(ii) 共同保証人は、自己の出捐によって共同の免責を得たときは、その出捐額にかかわらず、主債務者に対して求償することができ(民法四五九条一項、四六二条)、本来、主債務者に対する求償で満足すべきであり、主債務につき最終的な負担を負わない他の共同保証人に対して求償することはできないはずであるところ、民法四六五条は、共同保

証人の一人が、保証債務の全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときに他の共同保証人に対して求償することを認めている。これは、Yが主張するとおり、主債務者の資力が十分でなく、主債務者に対する求償では満足できない場合、出捐した保証人だけが損失を負担しなければならなくなくては共同保証人間の公平に反することから、共同保証人間の負担を最終的に調整するために、民法四六五条が特に創設したものである。このように、保証債務の全額又は自己の負担部分を超える額を弁済した共同保証人の他の共同保証人に対する求償権は、民法四六五条によって創設された権利であつて、主債務者に対する求償権との間に主従の關係(共同保証人に対する求償権が主債務者に対する求償権に附従する關係)があるとはいえない。そうすると、Xが、Aに対してした本件第一求償権及び本件第二求償権の履行の請求(裁判上の請求である別件訴訟の提起)によって、XのYに対する本件第三求償権及び本件第四求償権の消滅時効が中断することはおよそ有り得ない(民法四五七条一項が適用される場面ではない。)

(iii) したがって、いずれにせよXの時効中断の主張は採用できない。

六、Xの上告理由の概要

共同保証人間の求償権は、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権を担保するためのものであるから、保証人が主た

る債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合には、民法四五七条一項の類推適用により、共同保証人間の求償権についても消滅時効の中断の効力が生ずると解すべきである。

七、本判決の概要

上告審である第一小判平成二七年一月一九日（判例タイムズ一四二二号一〇八頁、判例時報二二八二号六三頁、金融・商事判例一四八一号一六頁、同一四八五号一六頁）は、次のように述べて、Xの上告を棄却した。

すなわち、「民法四六五条に規定する共同保証人間の求償権は、主たる債務者の資力が不十分な場合に、弁済をした保証人のみが損失を負担しなければならない」とすると共同保証人間の公平に反することから、共同保証人間の負担を最終的に調整するためのものであり、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権を担保するためのものではないと解される。

したがって、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないものと解するのが相当である。」と判示し、以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができると述べた。

八、検 討

- (1) 弁済をした者の権利
主たる債務者でない者（保証人等）が債権者に対して弁済したときには、

- ① 当該弁済をした者は、主たる債務者に対して求償権を取得することができる（民法四五九条一項、同四六二条）。

- ② また、連帯債務者間の求償権については、民法四四二条一項が「連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもつて共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。」と規定されているところ、同規定は、民法四六五条で共同保証人間にも準用されているので、共同保証人間においても、求償権行使が認められることになる。

- ③ さらに、代位弁済をした者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保として債権者が有していた一切の権利を行使することができる（民法五〇一条）。

したがって、本事案においても、弁済をした共同保証人の一人Xは、①主債務者Aに対する求償権を有し、②また、他の共同保証人YおよびCに対して求償権を有するとともに、③債権者B銀行が有していた貸付債権、保証債務履行請求権等を代位行使することができる。

- (2) 主債務者に対する求償権

本件において、代位弁済したXは、主債務者Aに対して求償

権を有するが、Aはすでに無資力となっているため、回収は全く見込めない状況である。

(3) 他の共同保証人に対する求償権

上記のように、民法四四二条一項の規定は、民法四六五条で共同保証人間にも準用されているので、共同保証人間においても、求償権行使が認められることになる。

本件においても、XのYに対する求償権が認められる。しかし、当該求償権は、平成六年に代位弁済がなされた後、時効中断手続がYに対してされていないため、平成十一年に時効期間が経過している。そこで、Yに直接、時効中断手続がなされていないとしても、時効中断となるケースを検討してみることとした。

(4) 連帯保証人の一人への請求と時効中断の類推適用

民法四三四条は、連帯債務者間での履行の請求を規定している。これにより、債権者が連帯債務者の一人に対して履行の請求をすると、他の連帯債務者に対しても履行の請求をした効力が認められ、その結果、時効中断の効力が認められる。この規定は、民法四五八条により連帯保証人に準用されているので、債権者が連帯保証人の一人に対して請求したときは、当該連帯保証人だけでなく、主たる債務者および他の連帯保証人に対しても、履行の請求をしたことになり、その結果、主たる債務者および連帯保証人全員に対して時効中断の効力が認められる。

しかし、本件事は、共同保証人の一人Xが代位弁済したケースにおいて、主債務者Aへ求償権を行使し時効を中断した場合に、他の共同保証人Yに対して有する求償権についても時効を

中断することになるのかどうかという問題であるので、類似的の事例とはいえず、民法四三四条あるいはこれを準用する同法四五八条の直接の問題ではない。つまり、主債務者に対する求償権と他の共同保証人に対する求償権との間には、「連帯」の関係がないため、特別な理由がないとこれらの規定を類推適用するわけにはいかないのである。

なお、民法四三四条は、改正民法では削除されることになっている。

(5) 民法四五七条一項の時効中断の効力

また、民法四五七条一項は、「主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を有する。」と規定しているが、これは、主たる債務と保証債務が主従の関係にあることから、主たる債務者への時効中断が保証人の債務にも及ぶとしたものと解される。

ところで、本件事においては、XのYに対して有する債権は、共同保証人として他の共同保証人に対する求償権である。Xの主張するところは、Xの主たる債務者に対する求償権を行使している中で、この権利行使は、主たる債務者に対する求償権につき時効中断の効力を有するだけでなく、民法四五七条一項の類推適用により、他の保証人に対する求償権についても時効の中断の効力も有するものである。

しかし、同項の効力は、債権者が主たる債務者に対してした請求の効力が、保証人に対しても及ぶというものであり、主たる債務者と保証人が主従の関係にあることから認められるものである。したがって、対等者間である(すなわち、主従の関係

にはない）共同保証人の間に同項を類推適用するには、特別の規定あるいは理由がなければならないが、そのような特段の規定も理由も見当たらない。そうすると、本判決が、「保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないものと解するのが相当である。」と判示したのは、やむを得ないものと思料される。

本事実のようなケースは、現実には、信用保証協会が保証人となるケースにおいてよく見受けられる。たとえば、金融機関がすでに徴求している保証人を、信用保証協会において求償保証人にとらなければ、信用保証協会と当該保証人との間でこの問題が起ることになる。

ともかく、最高裁判所として、今まで提起されていなかった問題に実務上の解決を与えたことは評価することができると思われる。ただし、今回の最高裁判決では、上記(1)②の点につき判断したものであるが、上記(1)③の点については何ら判断していない。控訴審判決において、「Xが、民法五〇一条（弁済による代位）に基づき、AのB銀行に対する第一貸付債務についてのYの保証債務の履行を求める請求をするのであれば、議論の余地のある問題ではある」と述べられているが、Xはその争点については取り上げなかったようである。そこで、この代位の争点につき、検討してみることしたい。

(6) 原債権であるB銀行の保証債務履行請求権につき、Xが代位弁済したことによる代位について

弁済による代位の制度は、代位弁済者が債務者に対して取得

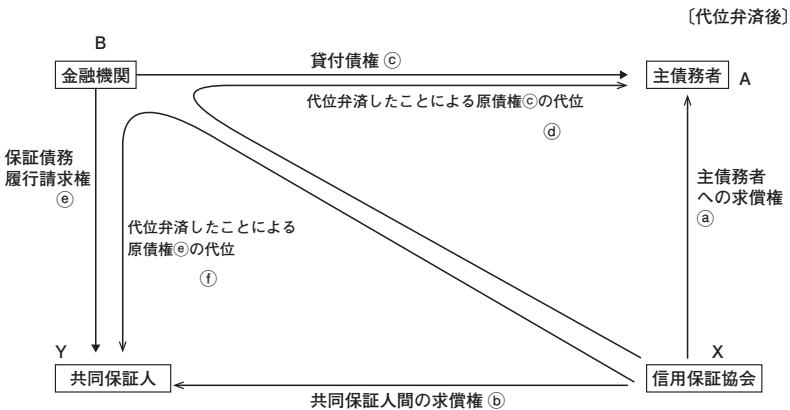
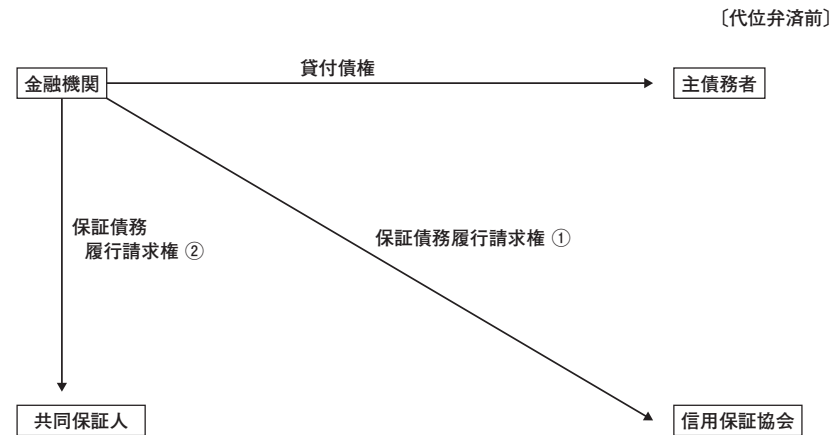
する求償権を確保するために、法の規定により、弁済によって消滅すべきはずの債権者の債務者に対する債権（いわゆる「原債権」）およびその担保権を代位弁済者に移転させ、代位弁済者がその求償権の範囲内で原債権およびその担保権を行使することを認める制度である（最判昭和五九年五月二九日民集三八卷七号八八五頁）。また、代位弁済者に移転した原債権およびその担保権は、求償権を確保することを目的として存在する附随的な性質を有し、求償権が消滅したときはこれによって当然に消滅し、その行使は求償権の存する限度によって制約されるとされ（最判昭和六一年二月二〇日民集四〇卷一四三頁）、代位弁済後においては、原債権は求償権のために存続することになる。したがって、本事実において、B銀行がもつYに対する保証債務履行請求権を原債権と考えて、XがB銀行に対して代位弁済したことにより、Xは上記保証債務履行請求権をもつことになる。XがもつYに対する求償権（共同保証人間の求償権）は、Xが提起した別件訴訟により平成二四年一月五日まで時効期間が満了しないから、それまでに本件訴訟を提起したことにより（平成二四年七月二五日）、時効は中断したと考えられる可能性がある。

控訴審判決がこの点について触れていたにもかかわらず、Xが控訴審の中、あるいは上告理由の中で主張しなかったのはなぜか？ 主張が認められる余地があったと思われるので、疑問が残る対応である。

〈本事案の時系列整理〉

- ① 平成元年四月一〇日 YがB銀行と連帯保証契約
- ② 平成二年八月一三日 X、CがB銀行と連帯保証契約
- ③ 平成二年八月一四日 AがB銀行から借入れ
- ④ 平成六年二月二三日 XがB銀行に対して代位弁済
Yの主張では、この時点が消滅時効の
起算点になる。
- ⑤ 平成六年十二月三〇日 同一三年五月一六日
AがXに求償債務を一部弁済
- ⑥ 平成一四年五月二〇日 XがAおよびCに対して求償債権で訴
訟提起（別件訴訟）
- ⑦ 平成一四年一月五日 別件訴訟がX勝訴で確定
- ⑧ 平成二四年七月二五日 本件訴訟提起

99 主たる債務者に対する求償権の行使が、共同保証人に対する求償権の時効をも中断するか？



〔Xからの追及方法①〕

㉑はAが無資力のため不奏功

〔Xからの追及方法②〕

㉓と㉑については民法457条1項の適用がある、

㉑と㉒については同条項の適用なし〔本判決〕

〔Xからの追及方法③〕

ア) ㉑は平成14年に時効中断されている→10年

イ) ㉑と㉓は、求償権と原債権との関係

→㉓も10年の時効中断

ウ) ㉑と㉑は民法457条1項の適用（主従関係）→㉑も10年

エ) Xが代位弁済したことによる㉑の行使（㉑）→㉑も10年